

公益財団法人日本中毒情報センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人日本中毒情報センターという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県つくば市に置く。

2 この法人は、従たる事務所を大阪府箕面市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、化学物質等に起因する急性中毒等について、一般国民及び医療従事者等に対する啓発、情報提供等を行うことにより、我が国の医療の向上を図るとともに、広く公益に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 中毒関連情報及び資料の収集、整備、解析、及びこれらの関連資料、統計、データベース等の作成、並びにこれらの資料等を使用して行う一般国民、医療従事者、及び医療関係団体等に対する情報提供、調査研究、及び教育啓発活動等

(2) その他公益目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、全国において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(規律)

第6条 この法人は、評議員会が別に定める倫理綱領・自主行動基準の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第2章 財産及び会計

(財産の種別)

第7条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第172条第2項に規定する、この法人の目的である事業を行うために理事会が不可欠なものとして定めた基本財産（以下「不可欠基本財産」という。）
- (2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に規定する、第4条の事業を行うために理事会が不可欠なものとして定めた財産（以下「公益目的不可欠特定財産」という。）
- (3) その他理事会で、基本財産とすることを決議した財産
- (4) 公益法人への移行日以降に不可欠基本財産又は公益目的不可欠特定財産として寄附された財産

3 この法人の公益法人への移行時の基本財産は、移行時の財産目録で、不可欠基本財産又は公益目的不可欠特定財産及び前項第3号の基本財産として特定された財産とする。

4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

5 公益認定を受けた日以降に寄附を受けた財産については、その半額以上を第4条の公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

(基本財産の維持及び処分)

第8条 基本財産の維持及び管理については、適正に行うものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に供する場合には、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

(財産の管理・運用)

第9条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始期日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の事業計画書、収支予算書等については、毎事業年度開始期日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が、事業報告書及び計算書類、並びにこれらの附属明細書、財産目録等を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時評議員会において承認を得るものとする。

- 2 前項の書類については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 3 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第12条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第13条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規程によるものとする。
- 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める取扱規程によるものとする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第14条 この法人に評議員10名以上20名以内を置く。

(選任等)

第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員総数の3分の1を超えないものであること。

イ その評議員及びその配偶者又は三親等以内の親族

ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ その評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニに掲げる者の三親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人又は認可法人

- 3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは職員を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。

(権限)

第16条 評議員は、評議員会を構成し、第19条2項に規定する事項の決議に参加するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

- 第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任は妨げない。
- 2 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第14条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

- 第18条 評議員は無報酬とする。但し、特別な職務執行の対価として報酬を支給することができるものとするが、その総額は年間50万円を超えないものとする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

第2節 評議員会

(構成及び権限)

- 第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会は、次の事項を決議する。
 - (1) 役員を選任及び解任
 - (2) 役員等の報酬並びに費用の額の決定及びその規程
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (5) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け

- (6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - (8) 前各号に定めるもののほか、法令又はこの定款で定められた事項
- 3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第 22 条第 1 項の招集通知の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項については、決議することができない。

(種類及び開催)

- 第 20 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。
- 2 定時評議員会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。
 - 3 臨時評議員会は、必要がある場合にはいつでも開催することができる。

(招集)

- 第 21 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
 - 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

- 第 22 条 理事長は、評議員会の開催日の 5 日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により通知を発しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

- 第 23 条 評議員会の議長は、出席した評議員の互選により選出する。

(定足数)

- 第 24 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 2 前項については、委任状による出席を認めない。

(決議)

第25条 評議員会の議事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはいできない。

(決議の省略及び報告の省略)

第26条 理事が評議員の全員に対し、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、かかる提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

2 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、かかる事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

(評議員会運営規則)

第28条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるものの他、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第29条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内

- 2 理事のうち1名を代表理事とし、3名以内を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条が準用する同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

(選任等)

- 第30条 理事及び監事は、評議員会の決議によって各々選任する。
- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。
 - 3 前項で選任された代表理事は、理事長とする。
 - 4 理事会は、その決議によって、第2項で選任された業務執行理事より専務理事及び常務理事それぞれ1名を選任することができる。
 - 5 監事は、この法人の理事又は職員を兼ねることができない。
 - 6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
 - 7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
 - 8 理事または監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

- 第31条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務を執行する。
- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
 - 4 常務理事はこの法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
 - 5 理事長、専務理事、常務理事及びそれ以外の業務を分担執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
 - 6 理事長、専務理事、常務理事及び前項の業務を執行する理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 32 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要に応じて意見を述べること。
- (4) 理事が不正行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会開催期日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をする恐れがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が証する恐れがあるときは、その理事に対し、その行為を止めることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第 33 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 役員は、第 29 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第34条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。但し、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第35条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員及び特別な職務を執行した役員に対しては、その対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

(取引の制限)

第36条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人と当該理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
 - 3 前2項の取扱については、第49条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第37条 この法人は、役員一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る）又は監事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件

に該当する場合には賠償責任額を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 10 万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧問)

第 38 条 この法人に、3 名以内の顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

- (1) 理事長の相談に応じること
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

5 顧問は、無報酬とする。但し、顧問にはその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 2 節 理事会

(設置)

第 39 条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第 40 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるものの他、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (6) その他この定款に別に定めるもの

2 次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定については、理事会において行う。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な職員の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備

(6) 第 37 条第 1 項の責任の免除及び同条第 2 項の責任限定契約の締結
(種類及び開催)

第 41 条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 定時理事会は、毎事業年度 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の何れかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会開催期日とする招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第 32 条第 1 項第 5 号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 42 条 理事会は、理事長が招集する。但し、前条第 3 項第 3 号の規定により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号後段の規定により監事が招集する場合を除く。

2 前条第 3 項第 3 号の規定による場合は理事が、前条第 3 項第 4 号後段の規定による場合は監事が、理事会を招集する。

3 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号前段の規定に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を開催期日とする臨時理事会を招集するものとする。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 5 日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく理事会を開催することができ、また、会議電話、若しくは電磁的方法等により理事会を開催することができる。

(議長)

第 43 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 44 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 やむを得ぬ事情により理事会出席が困難な理事は、開催期日の2日前迄に事務局に対して会議電話又は電磁的方法等による参加を通知し、かつ開催当日当該手段にて参加することにより、これを当該理事会に出席したものとする。

(決議)

第45条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるものの他、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数の場合は議長の裁決するところによる。

- 2 前条第2項による出席者は、前項の議決に加えるものとする。
- 3 第1項前段の場合において、議長は、理事会の決議に理事として加わることはできない。

(決議の省略)

第46条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとする。但し、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第47条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第48条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第49条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるものの他、理事会において定める理事会運営規則による。

第5章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

- 第50条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。但し、第3条に規定する目的、第4条に規定する事業、第15条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法、並びに第53条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。
- 2 前項の規定に拘わらず、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の議決を経て、第3条に規定する目的及び第4条に規定する事業並びに第15条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。
 - 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更をしようとするときは、その事項の変更につき行政庁の認定を受けなければならない。
 - 4 前項に該当する事項以外の変更を行った場合は、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

- 第51条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決により、他の一般社団法人又は一般財団法人、若しくは公益社団法人又は公益財団法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡、及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。
- 2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

- 第52条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第202条に規定する事由、及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

- 第53条 この法人が、公益認定の取消処分を受けた場合、又は合併等により消滅する場合において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、

これに相当する額の財産を当該公益認定取消の日又は合併の日から1ヶ月以内に、評議員会の決議により、類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は同法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第54条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により、類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第6章 委員会

(委員会)

第55条 この法人の事業を推進するために必要がある場合、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、学識経験者のうちから理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第7章 事務局

(設置等)

第56条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長等重要な使用人は、理事会の承認を得て理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第57条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許認可等、及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録

- (6) 役員等の報酬規程
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによる他、第59条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第8章 賛助会員

(賛助会員)

- 第58条 この法人の主旨に賛同し、後援する個人、法人、又はその他の団体を賛助会員とすることができる。
- 2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める賛助会員に関する規程による。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第59条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関して必要となる事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

- 第60条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
- 2 個人情報の保護に関して必要となる事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

- 第61条 この法人の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法による。

第10章 補則

(委任)

第62条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の設立登記日現在の理事及び監事は、以下に掲げる者とする。

理事	遠藤容子	黒木由美子	嶋津岳士
	水谷太郎	吉岡敏治	渡邊憲司
監事	島崎修次	鈴木紀之	

4 この法人の最初の代表理事は吉岡敏治、業務執行理事は嶋津岳士、水谷太郎、及び渡邊憲司とする。

5 この法人の最初の評議員は、以下に掲げる者とする。

石井正三	大河喜彦	奥村 徹
片桐 勤	栗山泰史	郡山一明
阪本 剛	坂本哲也	白川洋一
高田和男	高橋千代美	塚田 悟
富山雅史	中西光景	吉田清文

6 定款の変更

第 37 条第 2 項の変更は平成 27 年 6 月 23 日から施行する。

第 14 条の変更は令和 4 年 6 月 21 日から施行する。